

船舶事故調査報告書

平成29年3月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|---|
| 事故種類 | 乗組員負傷 |
| 発生日時 | 平成28年10月11日 08時30分ごろ |
| 発生場所 | 秋田県 ^{のしる} 能代市能代港北西方沖 能代港外港南防波堤灯台から真方位325°9.0海里付近 (概位 北緯40°19.5′ 東経139°51.9′) |
| 事故の概要 | セメント運搬船第八すみせ丸は、係留索の巻き替え作業中、甲板手が負傷した。 |
| 事故調査の経過 | 平成28年10月11日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | セメント運搬船 第八すみせ丸、3,601トン 135286、まるいち汽船株式会社 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、三級（航海） 甲板手A、四級（航海） |
| 負傷者 | 軽傷 1人（甲板手A） |
| 損傷 | なし |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 4 海象：波向 北西、波高 約1.5m |
| 事故の経過 | <p>本船は、船長及び甲板手Aほか8人が乗り組み、能代港を出港後、左舷船尾側のウインチに新しい係留索を巻く作業を開始した。</p> <p>甲板手Aは、航海士とともに係船ウインチの船尾側で、係留索を同ウインチに隙間なく巻く作業を行っていた。</p> <p>甲板手Aは、微速で回転していた係船ウインチに巻かれた係留索を両手でつかんで外側に押し込もうとした際、右手が引き込まれ右手環指が係留索の間に挟まれた。</p> <p>甲板手Aは、係船ウインチの操作を行っていた乗組員が操作レバーを中立とした後、自ら右手を引き抜いた。</p> <p>甲板手Aは、本船が秋田県秋田船川港秋田区に入港した後、救急車で病院に搬送され、右環指^{しよつ}指突部挫滅創と診断された。</p> |
| 分析 | 本船は、能代港北西方沖において係留索の巻き替え作業中、甲板手Aが、微速で回転していた係船ウインチに巻かれた係留索を、両手でつかんで外側に押し込もうとしたことから、右手環指が係留索の間に挟まれて負傷したものと考えられる。 |
| 原因 | 本事故は、本船が、能代港北西方沖において係留索の巻き替え作業中、甲板手Aが、微速で回転していた係船ウインチに巻かれた係留索を、両手でつかんで外側に押し込もうとしたため、右手環指が係留索の間に挟まれたことにより発生したものと考えられる。 |

| | |
|-----------|---|
| 参考 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・係船ウインチの回転中に巻かれた係留索を外側に押し込む際は、同索をつかまないこと。 |
|-----------|---|